

浸水想定区域の指定手続き等

(主体)	(手続き)	(法令等)	(備考)
近畿地方整備局 和歌山工事事務所	浸水想定区域図の作成 (浸水想定区域図作成マニュアルによる)	法第10条の4第1項 施行規則第1条	
"	(指定に先立つ記者発表)		近畿地方整備局本局 和歌山工事事務所
"	浸水想定区域の指定 (官報により)	法第10条の4第1項 施行規則第1条	
"	浸水想定区域等の公表 (官報により)	法第10条の4第3項 施行規則第2条	
"	浸水想定区域等の 関係市長・町長への通知	法第10条の4第3項	(近畿地方整備局本局、和歌山工事事務所、和歌山県関係振興局、奈良県関係土木事務所、関係市町で閲覧に供する)
市町防災会議	少なくとも浸水想定区域ごとに避難場所等を市町地域防災計画に定める	法第10条の5第1項	
"	浸水想定区域内に地下街等がある場合には市町地域防災計画に洪水予報の伝達方法を定める	法第10条の5第2項	
市長・町長	市長・町長は、市町地域防災計画に定められた必要な事項について住民に周知させるよう努める	法第10条の5第3項	(洪水ハザードマップによる周知が望ましい)
市町防災会議、 市長・町長	市町防災会議の協議会が設置されている場合の準用	法第10条の5第4項	